

2019年度 秋田県移住・定住サポートメニュー【2019年4月1日現在】

自治体名	カテゴリ1	カテゴリ2	カテゴリ3	事業名	概要	担当部署	電話番号
美郷町	住宅改修			<a href="#">住宅リフォーム緊急支援事業</a>	住民票があつてその家を所有し居住している方が、耐震化、長寿命化、バリアフリー化等にかかる住宅のリフォームの工事(50万円以上)で、町内業者が施工した場合、10%に相当する額(上限12万円)を補助。	建設課	0187-84-4910
美郷町	住宅新築			<a href="#">美郷暮らし促進奨励金</a>	40歳未満もしくは18歳以下の子どもを扶養している方が町内で300万円以上の住宅整備をした場合、奨励金を交付。【交付額】固定資産税相当額の3倍をベースに、町内事業者加算、子供加算、移住世帯加算等あり。	商工観光交流課	0187-84-4909
美郷町	住宅購入			<a href="#">定住促進奨励金</a>	町外の方が定住を目的に家屋等を取得し定住した場合、その当該年度に支払った固定資産税相当を奨励金として交付。若者定住奨励金に該当しない方が対象。	商工観光交流課	0187-84-4909
美郷町	起業・就業			<a href="#">起業者総合支援事業</a>	町内で新たに起業しようとする方に補助金を交付。【補助額】事務所等の新築、増改築または購入等に要する経費の1/2を補助(上限180万円)。	商工観光交流課	0187-84-4909
美郷町	農業			<a href="#">新規就農者支援事業</a>	新規就農者で青年等就農計画の認定を受けた方に対して、新規就農から4年目まで補助金を交付。【補助額】①農地賃借料の1/2(年額15万円まで)②借家等賃借料の全額(月額5万円まで)	農政課	0187-84-4908
美郷町	農業			新規就農者経営安定支援事業	国の農業次世代人材投資事業(経営開始型)に該当する方で、新規就農3年目までを限度として補助金を交付。【補助額】作物栽培に係る種苗・肥料・資材の購入費に対して上限10万円/年	農政課	0187-84-4908